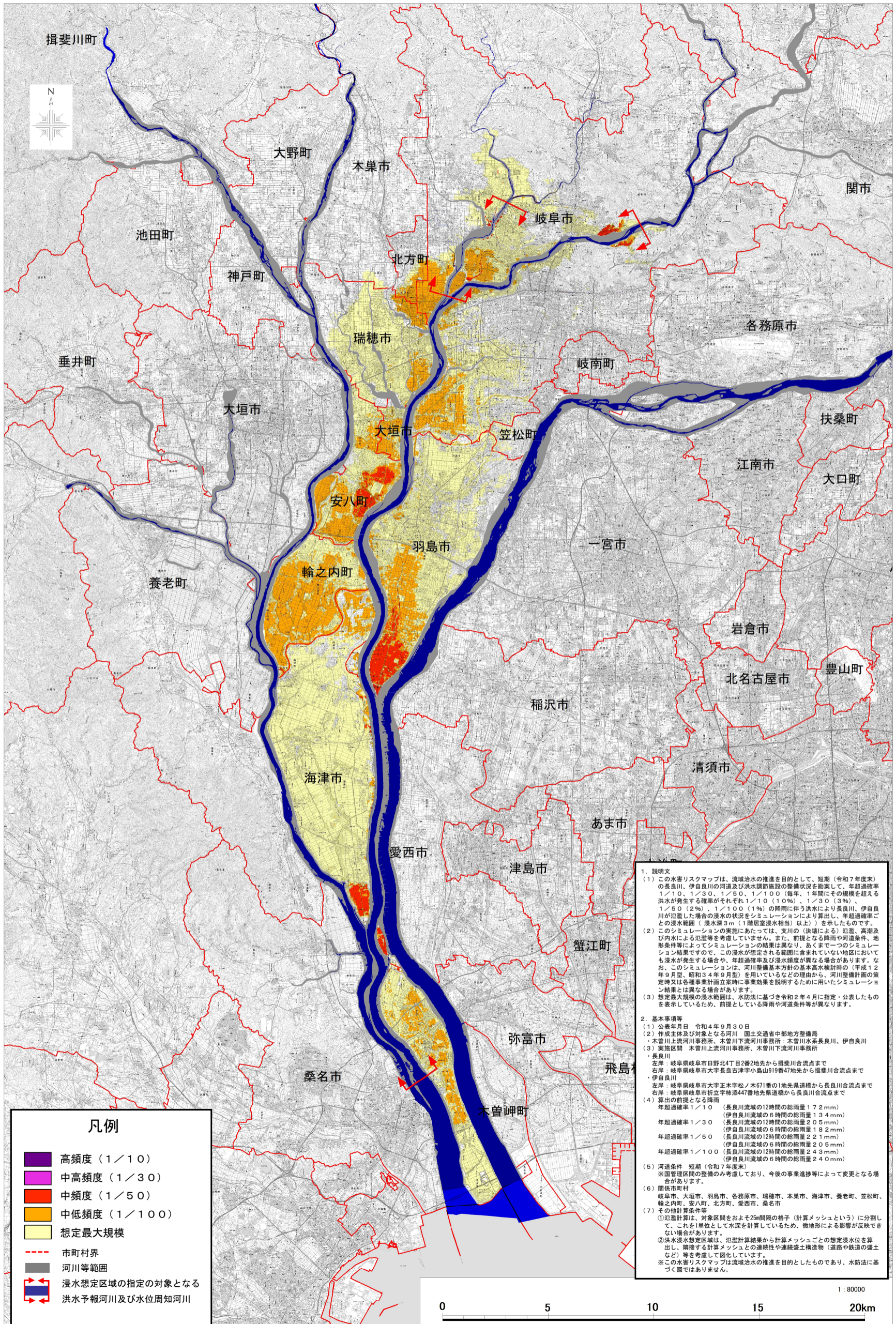


木曾川水系長良川 国管理河川の氾濫を想定した水害リスクマップ【短期河道】

令和4年9月末時点版

浸水深3m（1階居室浸水相当）以上の浸水が想定される範囲を表示



凡例

- 高頻度 (1/10)
- 中高頻度 (1/30)
- 中頻度 (1/50)
- 中低頻度 (1/100)
- 想定最大規模
- 市町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川及び水位周知河川

1. 説明文

(1) この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、短期（令和7年度末）の長良川、伊自良川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率がそれぞれ1/10（10%）、1/30（3%）、1/50（2%）、1/100（1%）の降雨に伴う洪水により長良川、伊自良川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出し、年超過確率ごとの浸水範囲（浸水深3m（1階居室浸水相当）以上）を示したものです。

(2) このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前記となる降雨や河川条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この浸水が想定される範囲に含まれていない地区においても浸水が発生する可能性や、年超過確率及び浸水深度が異なる場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本高水検討時の（平成12年9月型、昭和49年9月型）を用いているなどの理由から、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果の説明のために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

(3) 想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき令和2年4月に指定・公表したものを表示しているため、前提としている降雨や河川条件等が異なります。

2. 基本事項等

(1) 公表年月日 令和4年9月30日

(2) 作成主体及び対象となる河川 国土交通省中部地方整備局
木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所、木曾川水系長良川、伊自良川

(3) 実施区間 木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所

・長良川
左岸：岐阜県岐阜市日野4丁目2番2地先から揖斐川合流点まで
右岸：岐阜県岐阜市大字長良古津字小島山919番47地先から揖斐川合流点まで
・伊自良川
左岸：岐阜県岐阜市大字正木字松ノ木671番の1地先集道橋から長良川合流点まで
右岸：岐阜県岐阜市折立字柿添447番地先集道橋から長良川合流点まで

(4) 算出の前提となる降雨
年超過確率1/10 (長良川流域の12時間の総雨量172mm)
年超過確率1/30 (伊自良川流域の6時間の総雨量134mm)
年超過確率1/50 (長良川流域の12時間の総雨量205mm)
年超過確率1/100 (伊自良川流域の6時間の総雨量182mm)
年超過確率1/50 (長良川流域の12時間の総雨量221mm)
年超過確率1/100 (伊自良川流域の6時間の総雨量205mm)
年超過確率1/100 (長良川流域の12時間の総雨量243mm)
年超過確率1/100 (伊自良川流域の6時間の総雨量240mm)

(5) 河道条件 短期（令和7年度末）
※国管理区間の整備のみ考慮しており、今後の事業進捗等によって変更となる場合があります。

(6) 関係市町村
岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町、愛西市、桑名市

(7) その他計算条件等
① 氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
② 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を連続盛土工構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。
※この水害リスクマップは流域治水の推進を目的としたものであり、水防法に基づく図ではありません。

【国土地理院の電子地形図25000『横山』『谷汲』『美濃神海』『岩佐』『美濃』『美東』『池野』『北方』『岐阜北部』『美濃関』『関ヶ原』『大垣』『岐阜西部』『岐阜』『大山』『雲仙山』『養老』『竹鼻』『一宮』『小牧』『瑞立』『駒野』『津島』『清州』『名古屋北部』『竜ヶ岳』『阿下高』『弥富』『蟹江』『名古屋南部』『御在所山』『益野』『飛鳥』『鳴海』『伊勢』『四日市北部』『四日市東部』『大野』『刈谷』を掲載。】『測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R4.Hf168』本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」